

京都市民長寿すこやかプラン 推進協議会	
第 2 回 (H25. 3. 22)	資料 2

平成 2 5 年度 地域包括支援センターの運営方針等について

第 1 平成 2 5 年度 地域包括支援センター運営方針（案）

第 2 平成 2 5 年度 地域包括支援センターの体制等

（参考 1） 地域包括支援センターの概要

（参考 2） 地域包括支援センターの運営状況

第 1 平成 25 年度 地域包括支援センター運営方針（案）

1 基本方針

（１）地域の高齢者の実態把握

単身高齢者世帯への全戸訪問等を通じて、高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況等の実態を見極め、支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援に繋げていくとともに、個別ケースへの対応を通して地域課題を把握していく。

（２）地域におけるネットワークの構築・支援

地域内の社会資源を把握し、有機的に組み合わせることにより、個々の高齢者のニーズに応じて医療・介護・福祉等の様々なサービスが適切に提供できる体制を構築するとともに、地域のネットワークを充実・強化するため、地域住民への周知・広報、関係機関への総合的な支援を行う。

（３）介護予防事業の推進

地域住民の健康づくり，社会参加に繋げるためにも，地域における介護予防の促進を図る必要がある。二次予防事業対象者のケアマネジメント及び介護予防の普及啓発に積極的に取り組むとともに，総合的な介護予防の取組を展開している地域介護予防推進センター等への連携・支援を行う。

（４）権利擁護に関する連携・支援

高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し，安心して生活を送るために，困難な状況に陥った高齢者に対しては，専門的・継続的な視点からの救済・支援の手が差し伸べられなければならない。高齢者虐待等の個別ケースに適切に対応するとともに，常日頃から早期発見，発生予防に取り組む。

2 重要取組事項

（１）地域の高齢者の実態把握

- ア 単身高齢者世帯への訪問活動の継続的な実施
- イ 地域のネットワークを活用した実態把握

（２）地域におけるネットワークの構築・支援

- ア 地域ケア会議の定期的な開催と関係者の資質向上支援
- イ 地域のニーズに応じた各種ネットワークの構築・支援
- ウ 医療機関との連携体制の構築
- エ 介護支援専門員のネットワークの構築・支援
- オ 地域の社会資源の把握と地域住民への周知・広報

（３）介護予防事業の推進

- ア 介護予防の普及啓発
- イ 地域介護予防推進センター等との連携
- ウ 多様な経路からの二次予防事業対象者の早期発見・早期対応
- エ 個別性や個性を重視した適切なケアマネジメントの実施

（４）権利擁護に関する連携・支援

- ア 認知症高齢者及びその家族への支援
- イ 高齢者虐待や困難事例に関する連携・支援
- ウ 高齢者虐待等の早期発見，発生予防の取組

<「平成２５年度地域包括支援センター運営方針（案）」策定に当たっての考え方>

○「第５期京都市民長寿すこやかプラン」

平成２４年度から平成２６年度を計画期間とする「第５期京都市民長寿すこやかプラン」において，地域包括支援センターを「地域包括ケアシステム」の中核機関として位置付け，同センターの機能強化に取り組むこととしている。

○「平成２４年度 運営方針」

平成２４年度運営方針においては，「第５期京都市民長寿すこやかプラン」の計画初年度として，職員体制の大幅な充実，本市と個人情報を共有できるＩＴネットワークシステムの導入などを行ったうえで，一人暮らし高齢者への全戸訪問を実施することにより，地域の高齢者の実態把握に重点的に取り組むこととしてきた。

○「平成２５年度 運営方針（案）」

平成２５年度運営方針においては，一人暮らし高齢者への全戸訪問による実態把握の継続的取組に加え，実態把握から見えてくる地域課題に応じて，地域の社会資源を有機的に連携させ，医療・介護・福祉等の様々なサービスが提供できるよう，多職種連携も含めた，地域におけるネットワークの充実・強化に重点的に取り組んでいく。

地域包括支援センター運営方針（新旧対照表）

（変更点は下線部）

平成24年度	平成25年度（案）
1 基本方針 （１）地域の高齢者の実態把握 <u>高齢化の進展に伴い、単身高齢者世帯や認知症高齢者の大幅な増加が見込まれることから、専門的な知識や経験に基づく高齢者の実態把握が重要である。</u>単身高齢者世帯への全戸訪問を通じて、一人ひとりの生活環境や心身の状況等の実態を見極め、支援が必要な状態にある高齢者を確実に把握していく。 （２）地域におけるネットワークの構築・支援 地域内の社会資源を有機的に組み合わせ、個々の高齢者のニーズに応じて医療・介護・福祉等の様々なサービスが適切に提供できる体制を構築するとともに、地域のネットワーク構築のため、関係機関への総合的な支援を行う。 （３）介護予防事業の推進 地域住民の健康づくり、社会参加に繋げるためにも、地域における介護予防の促進を図る必要がある。二次予防事業対象者のケアマネジメント及び介護予防の普及啓発に積極的に取り組むとともに、総合的な介護予防の取組を展開している地域介護予防推進センター等への連携・支援を行う。 （４）権利擁護に関する連携・支援 高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送るために、困難な状況に陥った高齢者に対しては、専門的・継続的な視点からの救済・支援の手が差し伸べられなければならない。高齢者虐待等の個別ケースに適切に対応するとと	1 基本方針 （１）地域の高齢者の実態把握 単身高齢者世帯への全戸訪問等を通じて、<u>高齢者一人ひとりの生活環境や心身の状況等の実態を見極め、支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援に繋げていくとともに、個別ケースへの対応を通して地域課題を把握していく。</u> （２）地域におけるネットワークの構築・支援 地域内の社会資源を<u>把握し、有機的に組み合わせることにより、</u>個々の高齢者のニーズに応じて医療・介護・福祉等の様々なサービスが適切に提供できる体制を構築するとともに、<u>地域のネットワークを充実・強化するため、地域住民への周知・広報、</u>関係機関への総合的な支援を行う。 （３）介護予防事業の推進 地域住民の健康づくり、社会参加に繋げるためにも、地域における介護予防の促進を図る必要がある。二次予防事業対象者のケアマネジメント及び介護予防の普及啓発に積極的に取り組むとともに、総合的な介護予防の取組を展開している地域介護予防推進センター等への連携・支援を行う。 （４）権利擁護に関する連携・支援 高齢者が地域において尊厳のある生活を維持し、安心して生活を送るために、困難な状況に陥った高齢者に対しては、専門的・継続的な視点からの救済・支援の手が差し伸べられなければならない。高齢者虐待等の個別ケースに適切に対応するとと

もに，常日頃から早期発見，発生予防に取り組む。 ２ 重要取組事項 （１）地域の高齢者の実態把握 単身高齢者世帯への全戸訪問の実施 （２）地域におけるネットワークの構築・支援 ア 地域ケア会議の定期的な開催と関係者の資質向上支援 イ 地域のニーズに応じた各種ネットワークの構築・支援 ウ 医療機関との連携体制の構築 エ 介護支援専門員のネットワークの構築・支援 （３）介護予防事業の推進 ア 介護予防の普及啓発 イ 地域介護予防推進センター等との連携 ウ 多様な経路からの二次予防事業対象者の早期発見・早期対応 エ 個別性を重視した適切なケアマネジメントの実施 （４）権利擁護に関する連携・支援 ア 認知症高齢者及びその家族への支援 イ 高齢者虐待や困難事例に関する連携・支援 ウ 高齢者虐待等の早期発見，発生予防の取組	もに，常日頃から早期発見，発生予防に取り組む。 ２ 重要取組事項 （１）地域の高齢者の実態把握 ア 単身高齢者世帯への全戸訪問の<u>継続的な実施</u> イ <u>地域のネットワークを活用した実態把握</u> （２）地域におけるネットワークの構築・支援 ア 地域ケア会議の定期的な開催と関係者の資質向上支援 イ 地域のニーズに応じた各種ネットワークの構築・支援 ウ 医療機関との連携体制の構築 エ 介護支援専門員のネットワークの構築・支援 オ <u>地域の社会資源の把握と地域住民への周知・広報</u> （３）介護予防事業の推進 ア 介護予防の普及啓発 イ 地域介護予防推進センター等との連携 ウ 多様な経路からの二次予防事業対象者の早期発見・早期対応 エ 個別性を重視した適切なケアマネジメントの実施 （４）権利擁護に関する連携・支援 ア 認知症高齢者及びその家族への支援 イ 高齢者虐待や困難事例に関する連携・支援 ウ 高齢者虐待等の早期発見，発生予防の取組
--	---

第2 平成25年度 地域包括支援センターの体制等

1 人員配置基準に基づく専門職員（専門3職種）

包括的支援事業を適切に実施するため、担当地域の高齢者人口等に応じた人員配置基準に基づき、下記の資格を有する職員（専門3職種）を各1名以上、常勤・専従で配置している。

- ・保健師等（保健師又は経験のある看護師）
- ・社会福祉士
- ・主任介護支援専門員

本市の人員配置基準は、従来から、国の示す人員配置基準に本市独自の要素を加えて設定し、必要に応じて見直し、適切な体制強化を図っている。

- ・2人体制 高齢者人口が3,000人未満かつ単身高齢者世帯が950世帯未満
- ・3人体制 高齢者人口が3,000人以上または単身高齢者世帯が950世帯以上
- ・4人体制 高齢者人口が6,000人以上または単身高齢者世帯が1,900世帯以上
- ・5人体制 高齢者人口が8,000人以上または単身高齢者世帯が2,500世帯以上

(1) 人員配置基準

高齢者人口	3千人未満		3千人～6千人		6千人～8千人		8千人以上
単身世帯数	950世帯未満	950世帯以上	1,900世帯未満	1,900世帯以上	2,500世帯未満	2,500世帯以上	—
体制	2名	3名		4名		5名	

(2) 人員体制

体制	箇所数	センター名
2名	1	京北
3名	3 4	(省略)
4名	2 3	原谷，紫竹，左京南，市原，西ノ京，本能，御池，音羽， <u>日ノ岡</u> ，唐橋， <u>嵯峨</u> ，花園，西京北部，桂川，西京南部，沓掛， <u>境谷</u> ，下鳥羽，向島，桃山， <u>深草南部</u> ，醍醐南部，醍醐北部
5名	3	常磐野，勸修，西院

※ 下線は、高齢者人口等の増加に伴い、平成25年度から1名増員するセンター

2 体制強化のための追加配置職員

一人暮らし高齢者への全戸訪問をはじめとする包括的支援事業を適切に実施できる体制を整備するため、平成24年度から、前述の専門3職種に加えて、各センターに1名ずつ職員を増員している。

当該職員の資格は、専門3職種（保健師等，社会福祉士，主任介護支援専門員）の資格に加えて、介護支援専門員等，指定介護予防支援を担当する者の要件を満たす職員でも可としている。

3 運営委託料

体制	基本委託料 (円)	体制強化のための 追加委託料 (円)		介護予防 普及啓発 委託料 (円)	二次予防事業対象者 ケアプラン 新規作成委託料 (実績払)
		人件費 相当分	事務費 相当分		
2名	10,500,000	5,000,000	500,000	300,000	1件当たり 3,000円 (旧様式4,400円)
3名	15,500,000				
4名	20,500,000				
5名	25,500,000				

< (参考) 人員体制の推移 >

年度		18	19	20	21	22	23	24	25
専門3 職種	2名 (箇所)	1	1	1	1	1	1	1	1
	3名 (箇所)	57	49	47	44	41	41	38	34
	4名 (箇所)	2	10	13	16	18	17	19	23
	5名 (箇所)	—	—	—	—	1	2	3	3
	合計 (箇所)	60	60	61	61	61	61	61	61
職員数 (人)		181	189	195	198	202	203	207	211
体制強化のための 追加配置職員数 (人)		—	—	—	—	—	—	61	61
職員数合計 (人)		181	189	195	198	202	203	268	272

（参考１） 地域包括支援センターの概要

1 設置目的

地域包括支援センターは、介護保険法に基づき、地域住民を包括的に支援することを目的として、総合相談、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等の包括的支援事業等を地域で一体的に実施する中核的機関として、平成18年度から設置している。

平成24年2月には、認知度の向上を図るため、公募により、愛称・シンボルマークを決定した。

愛称：「**高齢サポート**」

シンボルマーク：



2 運営体制

国が示す第1号被保険者3～6千人に1箇所という基準を目安として、市内全域にきめ細かく、概ね中学校区を単位として61箇所設置しており、そのすべてを社会福祉法人、医療法人等への委託により運営している。

3 職員体制

専門性を備えて包括的支援事業を適切に実施するため、担当地域の高齢者人口等に応じて、各センターに専門3職種（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）を各1名以上配置している。

さらに、平成24年度からは、専門3職種に加え、各センターに1名ずつ職員（介護支援専門員等）を配置している。

4 事業内容

（1）包括的支援事業

地域包括支援センターでは、本市からの委託により、包括的支援事業の4つの業務を一括して実施している。

・総合相談支援業務 <専門職種：社会福祉士>

地域の高齢者が、住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるよう、どのような支援が必要かを把握し、地域での適切なサービス、関係機関及び制度の利用に繋げる等の支援を行う。

例：初期段階での相談対応及び継続的・専門的な相談支援、その実施に当たって必要となるネットワークの構築、地域の高齢者の実態把握等

・権利擁護業務 <専門職種：社会福祉士>

権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活ができるよう、専門的・継続的な視点からの支援を行う。

例：成年後見制度の活用促進、高齢者虐待への対応、困難事例への対応、消費者被害の防止に関する諸制度の活用等

・ **包括的・継続的ケアマネジメント支援業務** <専門職種：主任介護支援専門員>

個々の高齢者の状況や変化に応じた包括的・継続的なケアマネジメントを実現するため、地域での連携・協働の体制づくりや個々の介護支援専門員に対する支援等を行う。

例：地域の介護支援専門員のネットワークの構築・活用，介護支援専門員が抱える支援困難事例等への助言等

・ **介護予防ケアマネジメント業務** <専門職種：保健師等>

二次予防事業対象者（要支援状態になるおそれの高い方）が要介護状態になることを予防するため、その心身の状況等に応じて、介護予防事業等が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

(2) 介護予防支援

本市から指定を受け、介護予防支援事業所として、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、介護予防ケアプランを作成するとともに、サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等の関係機関との連絡調整などを行う。

(参考 2) 地域包括支援センターの運営状況

1 相談件数

相談件数は、毎年度とも約 24 万件であり、相談人数は、平成 21 年度から平成 23 年度にかけて 10.3% 増加している。

平成 24 年度上半期は、相談件数、相談人数ともに、平成 23 年度を上回るペースで推移している。

年度	相談件数				相談人数	
	(延べ)	相談内容 別件数 (延べ) a	うち、 介護予防 b	(%) b/a*100	(延べ)	うち、 虐待相談
21	235,007	277,975	146,910	52.9%	105,982	1,102
22	239,203	282,355	153,701	54.4%	110,294	1,069
23	235,352	275,758	148,470	53.8%	116,861	1,159
24 (上半期)	119,384	142,586	77,411	54.3%	61,285	585

2 区・支所地域包括支援センター運営協議会

区・支所の福祉事務所が主催し、保健、医療、福祉に関する職能団体、地域福祉活動を担う関係者等の参画を得て、各地域包括支援センターの事業計画及び事業報告、地域における連携体制の構築等に関する協議を行っている。

年度	開催回数
21 年度	39 回
22 年度	40 回
23 年度	41 回
24 年度（上半期）	14 回

3 区・支所地域包括支援センター運営会議

区・支所の福祉事務所が主催し、福祉事務所からの情報提供、地域包括支援センター間の情報交換等を行っている。

年度	開催回数
21 年度	149 回
22 年度	143 回
23 年度	145 回
24 年度（上半期）	76

4 専門職員会議

地域包括支援センター職員が、区・支所単位で、専門職ごとに、保健師看護師部会、社会福祉士部会、主任介護支援専門員部会を開催し、同一行政区・支所管内の他センター職員との連携により、専門職員が抱える課題を共有し、解決に向けた取組を行うとともに、専門職員の資質向上を図っている。

年度	開催回数
21 年度	388 回
22 年度	403 回
23 年度	419 回
24 年度（上半期）	210 回

5 地域ケア会議

地域包括支援センターが主催し、主に学区単位で、民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会等の参画を得て、地域における課題を把握し、援助を要する高齢者の早期発見及び迅速な対応を行うための連携体制を構築するとともに、会議の構成員の資質向上を図っている。

年度	開催回数
21 年度	353 回
22 年度	321 回
23 年度	382 回
24 年度（上半期）	421 回

<参考>地域ケア会議を除く地域関係機関との連携実施数（地域の会議への参加等）

年度	実施回数
21	3,172 回
22	2,707 回
23	2,497 回
24（上半期）	1,477 回



高齢サポート（地域包括支援センター）による 一人暮らし高齢者の全戸訪問について

1 事業の概要

(1) 概要

介護保険法に基づく包括的支援事業の一環として、地域の高齢者の実態とニーズを把握し、適切な支援に繋げていくため、平成24年6月から、京都市内在住の65歳以上の一人暮らし高齢者（約7万人）を対象として、高齢サポート（地域包括支援センター）職員による訪問活動を実施している。

本市として、職員の大幅な増員や、ITネットワークシステムの導入といった条件整備を行い、広く市民への周知・広報をしたうえで実施している。

＜実施した条件整備＞

① 職員体制の拡充

専門3職種（保健師等、社会福祉士、主任介護支援専門員）に加えて、各高齢サポートに1名ずつ職員（介護支援専門員等）を増員

② 個人情報の提供

「京都市個人情報保護審議会」の承認を得て、各高齢サポートに担当圏域の一人暮らし高齢者の個人情報（氏名、住所、年齢、性別、要介護度、サービス種類、給付の有無、基本チェックリスト結果 等）を提供

京都市と各高齢サポートが個人情報を安全、効率的に共有できるITネットワークシステムを導入

③ 市民への周知・広報

市民しんぶん全市版（6月1日号）、市民しんぶん区版（3月15日号）特集記事
すべての介護保険第1号被保険者に周知チラシ送付（7月）

訪問時配付用マグネットステッカー、職員用ウィンドブレーカー 等

(2) 目的

高齢サポート職員が、専門的な知識や経験に基づいて訪問活動を実施することにより、

「支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援に繋げていくこと」 を目的としている。

さらに、訪問活動を通じて、

「地域の関係機関との連携を深め、地域のネットワーク構築を進めること」

「地域の高齢者に高齢サポートを身近な相談先として認知してもらうこと」

も目的としている。

＜訪問活動の流れ＞

① 事前準備

高齢サポートから、各学区の地域福祉組織（民生児童委員協議会、社会福祉協議会）に対して、把握・訪問されている一人暮らし高齢者かどうかの情報収集や、可能な範囲で顔つなぎのための同行訪問などの協力依頼を行う。

② 訪問前の調整

地域で孤立している可能性が高い、地域福祉組織が把握・訪問されていない一人暮らし高齢者から優先順位を付けて、高齢サポートから、郵送、電話等により訪問のお知らせを行い、訪問日時を約束する。

③ 訪問活動の実施

一人暮らし高齢者の自宅等を高齢サポート職員が訪問し、日常生活での困り事、悩み事などの相談に応じるとともに、元気なうちから取り組める介護予防に関する情報など、各種サービスや制度の紹介を行う。

④ 個別支援

一人暮らし高齢者の希望や、心身の状況に応じて、地域福祉組織による日常的な見守りのほか、要介護認定の申請、医療機関の受診等に繋いでいく。

2 訪問活動の実施状況

平成25年2月末現在の速報値であるが、約7万人の一人暮らし高齢者のうち、約4万6千人への訪問活動を実施済みであり、自宅等での面談ができた方が約48%、電話等により面談を辞退された方などが約52%となっている。

優先して訪問すべき地域福祉組織が把握・訪問されていない方への訪問活動は、平成24年度中には完了する見込みであり、把握・訪問されている方に対しても、専門職としての知識や経験に基づく支援を行うべく、引き続き、訪問活動を実施していく。

＜訪問活動実績（平成25年2月末現在）＞

面 談	面談以外	合 計
22,140 人 (48.2%)	23,776 人 (51.8%)	45,916 人 (100.0%)

※「面談以外」は、電話等により「元気で働いている。」「近所に家族がいる。」等が確認でき、自宅等での面談を辞退された方など

3 現段階での成果

(1) 個別支援

訪問活動により、専門職の知識や経験を生かして潜在的な支援ニーズを把握し、要介護認定の申請、医療機関の受診等の具体的な支援に繋げた事例が数多くある。

＜具体的な事例＞

- ・「食欲がない、転倒を繰り返している、かかりつけ医もいない」との申し出があり、近隣の診療所の受診に繋げるとともに、要介護認定の代行申請を行った。
- ・これまで支援に繋がらなかった認知症のおそれのある方に、民生委員と一緒に訪問して認知症専門医の受診、介護サービスの利用、親族の関与に繋げることができた。
- ・閉じこもり状態と運動不足を自覚されており、運動を希望されたため、基本チェックリストを実施し、介護予防事業の利用に繋げた。
- ・訪問時に説明を行い、緊急通報システムの利用に繋げた。等

(2) 地域のネットワーク構築

事前説明や協力依頼を各学区ごとにきめ細かく行うことで、民生委員、老人福祉員との連携がこれまで以上に深まるとともに、本人の希望に応じて個人情報を提供し、日常的な見守り活動に繋げていくことで、高齢サポートを中心とした地域全体で高齢者を見守るネットワーク体制の充実に繋がっている。

4 課題

- 専門職としての知識や経験に基づく訪問活動ではあるが、初対面で健康状態等の心身の状況や、日常生活での困り事、悩み事を聞き取り、潜在的な支援ニーズまで把握することは難しい。
- 必ずしも求められての訪問ではなく、高齢サポートの認知度もまだまだ十分ではないため、自宅等での面談まで至らないこともある。
- そのため、地域の高齢者の実態把握は、継続して取り組み、段階的に進めていくことが必要である。

5 今後の取組

- 平成25年度以降も、自宅での面談まで至らなかった方への訪問活動を優先して実施するなど、平成24年度に把握できた個々の高齢者の実態とニーズを踏まえて、引き続き、訪問活動に取り組むことで、よりの確に支援が必要な高齢者を把握し、適切な支援に繋げていく。
- また、これまで以上に支援が必要な高齢者の把握が進んでいく中で、高齢サポートだけで抱えることなく、地域ネットワークの構築を進め、地域福祉組織との連携による日常的な見守りに繋げていく。
- こうした取組により、高齢者ができる限り住み慣れた地域での生活を続けられるよう、高齢サポートを中心とする「地域包括ケアシステム」の一層の充実を図っていく。

京都市では

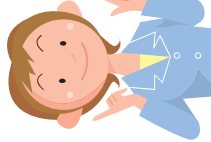


高齢サポーター(地域包括支援センター)による

65歳以上の一人暮らしの皆様への訪問活動に
引き続き取り組んでいます!!

○平成24年から「団塊の世代」が順次65歳を迎えられ、
平成25年度には高齢化率が25%を超え、4人に1人が高齢者に
なると予測されています。

○一人暮らし高齢者が10年前と比べて約**1.4倍**、
認知症の高齢者も5年前と比べて約1.4倍となるなど、**高齢サポ**
ートを中心とした地域における見守りや支援がますます重要となってきました。



高齢サポーターによる一人暮らし高齢者の皆様への訪問活動について

京都市では、市内61箇所に設置している高齢サポーターの専門職員が、
平成24年6月から一人暮らし高齢者の皆様への訪問活動に取り組んで
おり、一人ひとりの日常生活での困り事、悩み事などの相談に応じると
もに、ご希望に応じて民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会
などによる見守りにつなげています。



高齢サポーターとは?

業務内容

医療、介護、福祉、健康など様々な面から総合的に高齢者一人ひとりを支援するために設けている総合相談
窓口です。(相談は無料、相談受付時間は平日9時～17時)
また、地域の民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会、各種ボランティアなどと連携し、高齢者を
地域全体で見守る体制づくりも行っています。

専門職員の配置

高齢者の多様なニーズに対応するため保健師(又は経験のある
看護師)、社会福祉士、主任ケアマネジャーの専門3職種を配置し
ています。専門職員が互いに連携し、それぞれの専門性を活かし
ながらチームで高齢者を支援します。



京都市が委託運営している公的な相談窓口

営利法人を除く社会福祉法人、医療法人、財団法人などの法人に
運営を委託し、公正で中立性の高い事業運営を行っています。

市内61箇所に設置

地域の身近な相談窓口として日常生活圏域(概ね中学校区)ごとにきめ細かく設置しています。

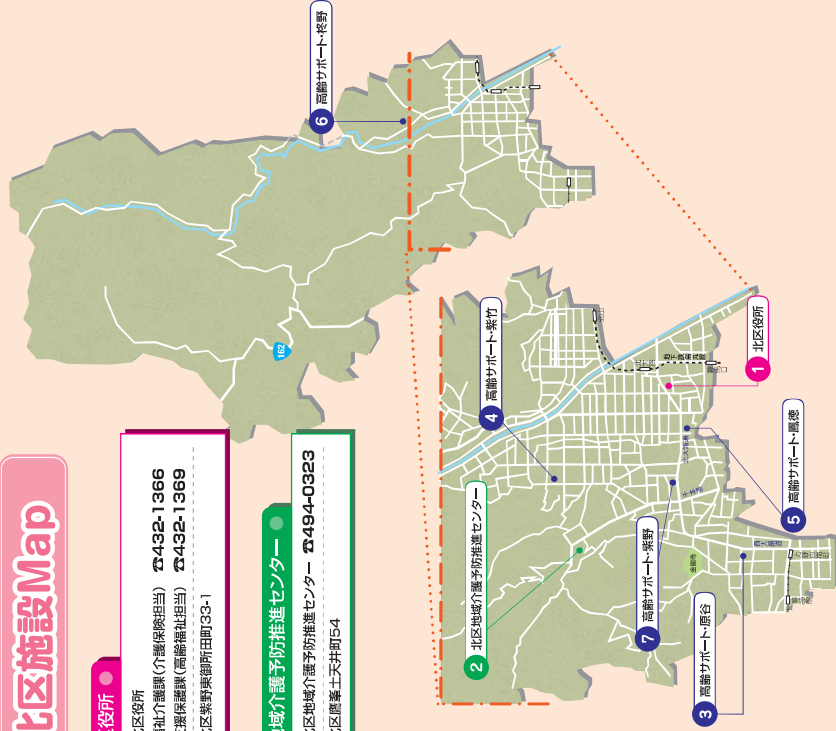
北区施設Map

区役所

- 1 北区役所
福祉介護課(介護保険担当) ☎432-1366
支援介護課(高齢福祉担当) ☎432-1369
北区紫野東御所田町33-1

地域介護予防推進センター

- 2 北区地域介護予防推進センター ☎494-0323
北区藤幸土天井町54



高齢サポーター(地域包括支援センター)一覧

番号	名称	電話番号	担当区域(学区)
3	高齢サポーター 廣谷	☎463-1686	小野郷、中川、鹿峯、金部、衣笠、大御堂
4	高齢サポーター 紫竹	☎495-6638	大宮、紫竹、待風
5	高齢サポーター 園徳	☎431-6410	鷹巻、紫明、出雲路
6	高齢サポーター 終野	☎712-9621	雲ヶ畑、終野、上賀茂、元町
7	高齢サポーター 紫野	☎494-3346	桑只、柏野、紫野

問合せ先 京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課 TEL.075-251-1106 FAX.075-251-1114

〒600-8171 中京区烏丸通御池下ル虎屋町566-1 井門明治安田生命ビル2階



平成25年9月発行

京都市目録番号245008号

訪問活動の多くの場にも、質問にも、如くして、おもしろい。

Q1 一人暮らしではないけれど、高齢サポートによる訪問や相談を受けられますが。

A1 高齢サポートは、高齢者の皆様の公的な相談窓口ですので、ご連絡いただければ相談、訪問などをさせていただきます。

Q2 65歳以上で一人暮らしであれば、必ず高齢サポートの訪問を受けなくては
いけないのですが。

A2 ご本人のご希望により訪問を受けないこともできますが、その場合は、お手数ですが電話サポートにてご連絡をお願いします。

日常生活での困り事、悩み事など、些細な内容であってもご相談いただけます。元気なうちから取り組める介護予防に関する情報など、各種サービスや制度の紹介もさせていただきますので、ぜひご訪問を受けようとも考えています。

Q3 一人暮らしではないのに訪問のお知らせがきた。ということですが。

A3 住民票に一人暮らしと登録されている方に訪問のお知らせをお出ししています。
2世帯で住んでおられるなど、実際に一人暮らしでない場合がありますら、お手数ですが高齢サポートまでご連絡をお願いします。

トまでご連絡をお願いします。

Q4 一人暮らしであることや訪問時に相談した内容などの個人情報ばきちんと守られるのですが。

A4 高齢サポート（地域包括支援センター）の職員は、介護保険法で守秘義務が課せられていますので、安心してご相談いただけます。

Q5 「地域における見守り活動促進事業」について詳しく教えてください。

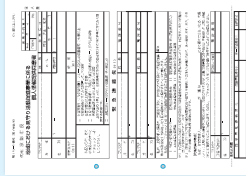
A5 一人暮らしの高齢者の方などで、日常的な見守りを希望される方に、その方の住所、氏名、緊急連絡先などの情報を地域関係機関（民生委員・児童委員、老人福祉社、社会福祉協議会）に提供することで地域における日常的見守り活動を充実していく事業です。

地域関係機関に情報を提供するためには高齢サポートの職員が訪問時などに「地域における見守り活動促進事業に係る個人情報提供同意書」を提出いただくことが必要となります。

地域の関係機関に情報を提供するために高齢サポーターの職員の訪問時

(詳しくは京都市保健福祉総務課 TEL.222-3366)

【地域における見守り活動促進事業に係る個人情報提供同意書（見本）】



実際に訪問を受けた方のご感想を紹介します。

初めは高齢サポーターとい
う名前も知らなかったの
ですが、訪問を受け、身
近な地域に様々なことを
相談できる窓口があるこ
とが分かってとてもよか
かったです。

一人暮らしで不妊なこともあったので地域の民生委員・児童委員さん、老人福祉委員さんの見守りをお願い出来てよかったです。

今は元気ですが、今後は
年々取っていくので介護
保険制度、特に介護認定
や介護サービスのことが
分かって安心しました。

今後、介護サービスを受
けずに暮らして生きたい
ので、今からできる介護
予防について知れてよか
ったです。

 高齢サポートの訪問活動をご紹介します。

訪問までの流れ、訪問内容について

1 高齢サポートから訪問対象の皆様へ個別にお知らせをします。
対象となる方が市内に約7万人おられるため、順次、高齢サ
ポートから訪問対象の皆様へ郵送などで訪問のお知らせを行います。

訪問日時の調整をします。

希望される訪問日時を電話などでお伝えください。

 高橋サポートの専門職員が訪問をします。

ご自宅などを訪問し、日常生活での困り事、悩み事などの相談に応じます。また、元気なうちから取り組める介護予防に関する情報など各種サービスや制度の紹介もさせていただきます。

- 高齢サポートの職員は必ず職員証を持参、提示のうえ訪問します。
- 高齢サポートの職員が訪問時に資産や銀行口座などをお尋ねすることはありません。

○高齢サポートの職員が訪問時に資産や銀行口座などをお尋ねすることはありませんか。

平成25年2月から、相談しようと思ったときに高齢サポートの連絡先がすぐ分かるように「冷蔵庫のドアなどに貼ることができる便利な「**マグネット(磁石)式のステッカー**」を訪問時などに順次配付しています。

地域における見守り活動促進事業について説明します。

4 地域の民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会などによる日常的な見守り体制の充実を図る「地域における見守り活動促進事業」についても説明させていただきます。

※詳しくは左ページの「Q5」をご覧ください。

E 地域の関係機関と連携した見守り体制を構築していきます。

民生委員・児童委員、老人福祉員、社会福祉協議会、警察、消防などの地域の関係機関と協力、連携し、地域ぐるみで高齢者が安心して暮らせるための訪問活動や見守り体制を構築していきます。



日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31	.	.	.	.

【マグネット(磁石)式ステッカー(見本)】

[illegible]